

行政常任委員会

平成30年6月21日（木）

午前10時05分開 会

○南委員長　ただいまより、行政常任委員会を開催させていただきます。

先ほど本会議において陳情第1号、矢ノ川上水道水源上流での土砂搬入計画（ストックヤード整備）事業の中止を強く求める陳情が漁業関係4団体から提出されております。

当委員会へ付託されたということでございますので、ただいまからこの陳情の取り扱いについての精査をいたしたいと思うし、皆さんの忌憚のない意見を聞かせていただきたいと思えます。

また、水道部のほうでは控室で一応待機しておられるんですけども、事と場合によったら水道部のほうから若干、水道水源審議会へかかっている案件でございますので、簡単に説明を求めたいと思うんですけども、いかがでしょうか。水道水源の流れだけについて。

○楠委員　せっかく保護審議会がありますので出席していただいて、主要な議論のポイントを説明していただければと思えます。

○南委員長　わかりました。

一応議会からは、前回の審議会には私と三鬼和昭委員、濱中委員の3名が参加して、1回の審議会を経ておりますので、それでは、水道部長の同席を願いたいと思えます。

それでは、水道部長の同席を願いました。

この陳情の精査に当たって、現時点での審議会の成り行きなり、それと、水道部としての考え方というよりかは、審議会に対する意向等についても簡単に経過説明をしてもらえればと思えます。

○尾上水道部長　水道部です。よろしく申し上げます。

では、今、委員長からあった部分につきまして、簡単に御説明いたします。

まず、今回の陳情書にあります矢ノ川上水道水源の土砂搬入事業に関しましては、現在、尾鷲市水道水源保護審議会において審議されているところでございます。

事務局の水道部としましては、経緯のみ説明させていただきます。

まず、平成30年3月6日に、尾鷲市水道水源保護条例に係ります対象事業協議

書が提出されております。対象事業者は土井恭平氏でございます。

木材流通ストックヤード整備を目的として行う盛り土造成工事であります。

事業の実施場所は尾鷲市大字南浦字矢ノ川ウト小屋でございます。

埋め立てを行う実施面積は5,826.3平方メートル、埋め立てする盛り土量は5万3,516立方メートルとし、これによりまして木材流通ストックヤードを約2,000平方メートル整備するものとなっている計画でございます。

この整備の施工者は紀北町の株式会社岡本組でございます。

続いて、この協議を受けまして、平成30年4月12日に第1回尾鷲市水道水源保護審議会を開催いたしました。会場は尾鷲市中央公民館3階大会議室、参加いただいた審議委員さんは、13名中12名でございます。

審議会では、施工者より対象事業協議書の内容について詳細説明を受けました。その後、説明内容のさまざまな部分につきまして、各審議委員から質疑、質問等が多々ございまして、特に市外から搬入される土壌についての質問が集中しましたが、審議の結果、最終的に第2回審議会開催に向けまして、説明及び資料が不十分であった施工方法、再生土の安全性に関する7項目につきまして、施工者と事業者に対して再確認の依頼をしております。

翌日の平成30年4月13日に総務産業常任委員会におきまして、審議会です承を得ました内容につきまして御説明いたしております。

次に、平成30年6月6日に、施工者より7項目及び関連事項について説明資料を受け、現在、第2回審議会に向け、会長と事務局で資料内容についての精査を行っているところでございます。

これまでの経緯としては以上でございます。

○南委員長 水道部からの経過の説明は、以上でございます。

水道部に対しての質疑応答じゃなしに、やはり議会に課せられた陳情ということで議会のほうで精査していきたいと思いますが、特にせつかくですので、水道部がおられるということで、もしお聞きしたい点があれば、もしなければ退席をしていただくこととなります。

よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、水道部の皆さん、ありがとうございました。

それでは、審査を続けたいと思います。

水道部の経過の説明は以上でございます。

この陳情について、各それぞれの委員から意見があれば御発言を願いたいと思います。

○小川委員 採択のところですか、継続審査にするべきか、採択するべきかというの、自分の意見を言わせてもらっていいですか。

○南委員長 はい、どうぞ。

○小川委員 漁業に対しての、疲弊している中で、断固として反対したいと思っておりますし、水道水源の上流ということで、これこそ本当に、前に内山委員も言われましたけれども、命を守るというか、何かあったら大変なので、断固として反対したいと思うんですけど、付託案の、もしあれだったら、どうするのかなど、採択されるんでしょ。皆さんの意見を聞いてやったんだけど、僕は採択してほしいんですけど。

○南委員長 最後で、ええ。

○小川委員 いきなりしてほしいと思うんですけど。

○南委員長 今、水道水源の命の水ということで、断固反対という意見が出ました。

他にございませんか。

○野田委員 私も断固反対なんですけれども、やはり命の水というか、生活の水です。その水が、今後、将来、不安を残しながら、市外から持ってくる、そういう土砂廃棄物によってストックヤードされるということには、承認しがたいというか、承認できないということで、断固反対です。

以上です。

○高村委員 私も一緒に、やっぱり水源の上流ということもありますし、過去に石山をやるというときでも議会は全面的に反対でしたので、この問題も一緒だと思います。ですから、この陳情は妥当と思います。

○南委員長 他にございませんか。

○楠委員 審議会に議員代表で3名出ているので、できたら3名の当時の発言内容を簡単に聞かせていただければと思いますが、いかがですか。

○南委員長 議会からのことでこの内容をということなんですけれども、では、三鬼和昭委員も一応メンバーとして入っておりましたので。

○三鬼（和）委員 委員会は公開されておりますので、非公開になった部分は別としまして、やりとりの中でまず気がついたことなんですけど、これが木を切った後です。二つの谷から一つの大きな谷になっております。現在、これが美しくなっ

て、ここからヒューム管を通して盛り土したところの下をホースで水が下流へ行くようになっておるんですけど、非常にこれまで大雨が降ったとき、二つの谷からあふれた部分も来ておったんじゃないかというぐらい大きな谷ですので、そういった心配が技術的なことでありました。またほかにも技術的なことでもあると思うんですけど。

それと、先ほど水道部長も言うておりましたように、再生土は説明の中でオールアルカリ性ということで、当然草が生えないということですね。ですから、これを埋めるに当たっては、両脇に酸性のシートを敷いて中和していくということですけど、そのことを聞いた中で、今回の陳情に関係あると思うんですけど、別の委員さんから生態系への問題が出てきていました。それで川の生態系が変わっていくのではないかという質問が出ておりました。

これはこの陳情を持ってきたときに、長野組合長さんがアユの放流とかをしておるということで、単純に既存の採石業者が微粒子状の土が濁水として流れたときにも、因果関係というか、そこまでは科学的には実証されてはおりませんが、川床が埋まっていて、動物性のプランクトンの関係もあろうかと思うんですけど、アユがいなくなったということで、非常に河川の生態系について組合長さんも心配しておられましたので、これに相通ずることではないかなと思うんです。

それで、もう一点は、一番最後に部長が言うておりましたように、普通で言うトレーサビリティというか生産、これは言葉で言うと建設汚泥という土らしいんですけど、誰がつくってどうなったかということについては、今出してくれということで、こちらではわかっていないというのが現状です。

以上がやりとり、表での会議の中でわかったことです。

○南委員長　今の大体の意見は三鬼和昭委員のほうから出たもので、特に濱中委員、同じメンバーということで、補足してございませんか。

○濱中委員　質問事項の細かいどういったことということに関しましては、やはり非公開の部分があるのでということでは言われておりました。

ただ、やはり市民の安全をもちろんとことん追求する方向性の意見のやりとりやったかなというふうには感じております。必ず水が安全であるということを保証するための質疑をさせてもらったように、今、記憶しております。

○南委員長　よろしいですか。

参考までに、先ほど高村委員からも以前のお話が出ましたけれども、平成24年に新規採石場をしようというときに、議会も当然陳情は全会一致で採択するととも

に、当時の三鬼孝之議長発議で県のほうへも絶対反対の意見書を上げた経過もございます。

といったことで、矢ノ川上水道水源の区域については、やはり命の水は当然のこと、尾鷲の漁業も守っていかなければならないという思いで、今現在も雨が降ってもほとんど濁り水を私は確認したことはないのが現状で、かなり清流が戻ってきたなという思いがしております。

他にこれについての御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようでしたら、付託された陳情第1号の採決をとりたいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、陳情第1号、矢ノ川上水道水源上流での土砂搬入計画(ストックヤード整備)事業の中止を強く求める陳情に、採択すべきものとする委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長 挙手全員であります。よって、当委員会として陳情は採択と可決すべきものと決しました。

以上で行政常任委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午前10時20分 閉会)